松本地域出産・子育て情報発信事業　公募型プロポーザル方式実施要領

この要領は、松本地域出産・子育て情報発信事業業務を委託するに当たり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

１　業務の概要

（１）　業務名

松本地域出産・子育て情報発信事業業務（以下「本業務」という。）

（２）　業務の目的

本業務は、産科・小児科医療を取り巻く環境が厳しさを増している現状において、地域住民が、地域のお産を守るための本協議会の取組みについて理解を深めることにより、地域で子を産み育てることの安心感を醸成し、出産・子育て環境の一層の向上を図ることを目的とする。

（３）　業務内容

①　産科・小児科医療に関する啓発用パンフレットの作成

②　パンフレットと連動した動画の作成及びＷｅｂサイトへの公開

③　公開講座の広報

ア　周知用ポスター、チラシの作成

イ　広報計画等の企画

（４）　委託期間　（履行期限）

契約締結日から平成29年１月31日まで

（５）　実施場所

長野県松本保健福祉事務所内ほか松本地域

（６）　予定価格

金２，３２５，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）以内

２　参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　参加表明書の提出期限から受託者の特定の日までにおいて、長野県及び他の官公庁契

約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

（３）　参加表明者が次のいずれにも該当する者でないこと。

ア　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者

ウ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

（４）　長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

（５）　過去５年以内に当該業務と同種の業務実績（パンフレット作成、動画作成等、ポスター等の作成）を有すること。

（６）　応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。

なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ　共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。

ウ　共同企業体を構成するいずれかの事業者が（５）の要件を満たす者であること。

３　担当部署

プロポーザルの実施は、次の部署が担当する。

＜長野県松本地域出産・子育て安心ネットワーク事務局＞

部署名：長野県松本保健福祉事務所総務課

住所：長野県松本市大字島立1020（県松本合同庁舎内）

電話：0263-40-1937

メールアドレス：matsuho-somu@pref.nagano.lg.jp

４　実施要領、企画提案仕様書の入手場所及び方法

長野県松本保健福祉事務所ホームページより、各ファイルをダウンロードすること。

ホームページＵＲＬ：http://www.pref.nagano.lg.jp/matsuho/index.html

５　参加表明書等の提出

本企画提案に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

（１）　提出書類

ア　参加表明書等

（※）は共同企業体の場合のみ必要

①　参加表明書（別紙様式１）

②　参加表明書（別紙様式１－１）（※）

③　共同企業体届出書（別紙様式２）（※）

④　共同企業体協定書（別紙様式３）（※）

⑤　委任状（別紙様式４）（※）
・代表構成員以外の構成員から代表構成員への委任

⑥　委任状（別紙様式５）（※）
・構成員が支店等である場合の代表者から支店長等への委任

イ　添付資料

「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)」（以下「入札参加資格」という。）又は松本地域の市町村入札参加資格を有することが確認できる書類。有しない者については、法人の場合は登記事項証明書。個人の場合は身元（身分）証明書。

（２）　提出期限

平成28年７月22日（金）午後５時まで

なお、提出は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時までとし、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

（３）　提出場所

長野県松本市大字島立1020　県松本合同庁舎内１階
長野県松本保健福祉事務所総務課

（４）　提出方法

郵送又は持参とする。なお、郵送の場合は、必ず電話で到達の確認をすること。

（５）　参加資格の確認及び通知

ア　提出された参加表明書に基づき、参加資格要件の確認を行い、必要に応じて提出者等からヒアリングを行う。

イ　参加資格の確認の結果は、参加表明書の受理から概ね２日後以内に口頭または書面により通知する。

ウ　前項の通知を行う場合、参加資格が認められなかった参加表明者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載する。

エ　参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加表明者は、協議会長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができる。この場合において、書面は通知を発送した日の翌日から起算して10日以内（閉庁日を除く。）に提出しなければならない。

（６）　その他

参加表明書が受理されてから企画提案書提出までの間に、参加資格を満たさなくなった場合は、企画提案書の提出を認めない。

６　企画提案書の内容

仕様書及び企画提案依頼書のとおり

７　企画提案書等の提出

（１）　提出書類

参加資格を満たす者であることの確認を受けた者は、次の書類を提出すること。

ア　企画提案書10部及びその電子媒体１部

なお、電子媒体について、データは原則としてＰＤＦ形式とし、ＣＤ－Ｒ又は、ＤＶＤ－Ｒにより提出すること。

イ　見積書10部（代表者印押印１部、コピー９部）

本企画提案に係る消費税及び地方消費税の税率は８％とし、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税相当額を控除した金額を記載し、厳封の上、提出すること。

（２）　提出期限

平成28年７月29日（金）午後５時まで

なお、提出は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前９時から午後５時までとし、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

（３）　提出場所

長野県松本市大字島立1020　県松本合同庁舎内１階

長野県松本保健福祉事務所総務課

（４）　提出方法

持参又は郵送とする。

（５）　規格等

ア　企画提案書は、任意様式でＡ４サイズ両面横書きとする。

なお、ページ数は表紙を含め12ページ程度とし、簡潔で分かりやすいものとすること。

イ　企画提案書には、表紙を付け、法人等名、担当者の氏名及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。

ウ　添付書類は、必要最低限とし、企画提案書との関連を分かりやすく表示すること。

エ　カラー印刷も可とする。

８　企画提案に関する質問及び回答

（１）　質問方法

　質問がある場合は、別紙様式６に必要事項を記入し、事前に電話で連絡の上、電子メールにより提出すること。

【質問提出先】長野県松本保健福祉事務所総務課

電話：0263-40-1937

メールアドレス：matsuho-somu@pref.nagano.lg.jp

（２）　質問受付期限

　本企画提案の募集開始から随時受け付けるが、期限は平成28年７月26日（火）午後５時までとする

（３）　回答

　質問者に対し、口頭又は電子メールにより質問毎に回答する。

９　委託業者の選定及び契約

（１）　ヒアリングの実施

　企画提案書の受領後、必要に応じて提案内容の確認等を行うため、ヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する場合がある。この場合、日時及び場所等については、正式決定後、後日通知する。

（２）　審査及び選定

　企画提案書及び見積書を審査の上評価を行い、第一位の者を委託業者として選定する。評価は、別紙「松本地域出産・子育て情報発信事業業務委託に係る企画提案評価要領」に示した内容を基本に行う。

　なお、予定価格を超える金額の見積書については、評価の対象とせず、失格とする。

（３）　審査結果の通知

　審査結果は、個別に通知する。

　なお、審査結果に関する質問には回答しない。

（４）　契約

　審査結果の通知後、速やかに契約手続を開始し、書面により契約を締結する。

（５）　その他

　何らかの理由により、委託業者として選定した者と契約を締結できない場合は、企画提案書の評価が第二位以下の者と契約手続を開始することがある。

10　スケジュール

（１）　参加者募集開始 平成28年７月８日（金）

（２）　企画提案書受付開始 平成28年７月19日（火）

（３）　参加表明書提出期限 平成28年７月22日（金）午後５時まで

（４）　質問受付期限 平成28年７月26日（火）午後５時まで

（５）　企画提案書等提出期限 平成28年７月29日（金）午後５時まで

（６）　ヒアリングの実施 別途通知
※実施する場合のみ

（７）　審査結果の通知 平成28年８月９日（火）

（８）　契約の締結 平成28年８月10日（水）

11　その他留意事項

（１）　契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）　参加表明書及び企画提案書の作成に関する費用は企画提案者の負担とする。

（３）　本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

（４）　本実施要領に記載のない事項については、協議会の指示によること。

（５）　提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加表明書及び企画提案書は公開しない。